

平成27年4月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成27年4月7日（火）
- 2 場 所 南別館3F委員会室
- 3 開始時間 午後1時45分
- 4 終了時間 午後4時00分
- 5 出席者 小西委員長、赤松委員、中原委員、島津委員、黒木教育長  
その他の出席者 児玉教育部長、杉元教育総務課長、久保田学校教育課長、東スポーツ振興課長、船越生涯学習課長、新宮文化財課長、新甫図書館長、山下高城総合支所地域振興課、新地高城総合支所地域振興課副課長、東教育総務課副課長、竹下教育総務課総括担当主幹
- 6 会議録署名委員
- 7 開会
  - 小西委員長  
ただいまより、4月定例教育委員会を開催します。ご協力をお願いします。
- 8 前会議録の承認
  - 小西委員長  
平成27年度3月定例教育委員会の会議録につきましては、ご異議ございませんでしょうか。それでは、前会議録を承認いたします。
- 9 会議録署名委員の指名
  - 小西委員長  
本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、島津委員、中原委員をお願いいたします。
- 10 教育長報告
  - 小西委員長  
それでは、教育長報告をお願いいたします。
  - 黒木教育長  
それでは、教育長報告をさせていただきます。3点ございますが、一つは、今年度の異動については、既に報告しているかと思うのですが、お手元にある資料を、皆さん持っていらっしゃるわけですね。  
教職員のその1というところを見ていただきますと、校長の退職、転入、転出がありますけれども、退職者は16名ございまして、括弧内の11というのは小学、5というのは中学の意味でございます。その中で、市外に転出された校長先生が7名、市内で異動された校長先生が9名ということです。転入は、つまり都城以外から来られた転入者で、20名ということでございます。  
あと、そこには書いていないのですが、女性の校長先生が8名ということでございます。小学校8名、中学校はゼロです。昨年度に比べれば女性の校長が増えました。小学校では、37校のうち8名が女性の校長先生ということになります。中学校は残念ながらゼロです。  
教頭の退職、転出、転入はそこに書いてあるとおりでございます。女性は教頭が7名、小学校の教頭が今、7名になっております。小学校では、37校中7名、中学校1名、

17校中1名でございまして、あと、白雲小学校、中学校は男性だけでございます。

③番、校長に新しく採用された先生が8名ということで、教頭の採用が6名、校長の場合、昨年が4名でしたので増えたということでございます。主幹教諭に昇任された方が6名でございます。

⑥番は、いわゆるそれ以外の教員の異動ということでございまして、退職者が26名、市外転出が87名、市内の異動が95名でございます。都城管外から転入された先生方が95名ということでございます。

それから、僻地のほうへ行かれた先生方が10名、僻地上番というらしいですけれども。養護教諭が2名、事務職員が1名。

県の教育委員会の事務局に出向した方が3名。それから新規採用は皆さんご存じのように教諭11名、養護教諭3名。新規採用の事務職員が1名いたのですが、当日参加できなくて、ごあいさつにこられました。これが今度の小中職員の異動でございます。

続きまして、この1年間で、いわゆるその2のほうを見ていただきますと、生徒指導状況報告まとめというものがありますけれども、いわゆるいじめ、不登校、非行、交通事故、不審者等々のことで、この26年度にはいじめが37件ございましたが、非常に大きな事態に至るものはなかったのですが、1人、転校しております。

それから、不登校に関してはそこにあるように、報告件数が102件ございました。これも色々な原因は、一律ではなくて、家庭の事情であったり、生徒間のトラブルであったり、色々あるわけです。教育相談室も設けておりますし、適応教室もあるのですけれども、件数そのものはなかなか減っていかないという状況がございまして、スクール・ソーシャル・ワーカーでありますとか、スクール・カウンセラーでありますとか、スクールアシスタントが常駐しておりますけれども、なかなか改善がみられない現状でございました。

それから、非行の問題行動は、そこにありますように63件で、窃盗、万引き、喫煙、火遊び、傷害、家出など色々多々ありましたが、人身に至るところには至っておりません。一人、女の子が2ヶ月ぐらい家出をしましたけれども、無事保護されました。中学生でした。これも既に報告済みです。

それから、事例1は、既に卒業した子供たちと一緒にあって、つるんで、色々非行に走ったもの。事例2については既にご報告済みなのですが、恐喝、これは外から恐喝された事件。

それから、4番、交通事故ですけれども44件ほどありました。子供たちの交通事故はなかなか減らないのですけれども、児童の飛び出しによる事故が24件発生をしまして、学校ではそれぞれ指導をしているのですけれども、なかなかこれも毎月、1件ぐらい、やはり休みになるとちょっと増えます。

それから、5番目としては、不審者、声かけ事案が71件ということで、これも前に申し上げたのですけれども、性的な声かけ事案というか、いわゆる下半身を露出してティッシュをくれという性的なのが、この春にかけて結構増えています。実際に被害を受けたというのはないのですけれども、そういう情報が寄せられたということでございます。大体これが一年間の生徒指導の状況でございます。

3番目は、先ほどその3ということで、これは初任者研修といいますか、新採用研修の時に申し上げたことを、今度、校長会の時に若干申し上げようと思っているところで、要するに、そこにありますように、教育基本方針は、「たくましいからだ、豊かな心 す

ぐれた知性をもちふるさと都城の将来を担う児童・生徒の育成」ということでございますけれども、もっと簡単に都城というところのまちの教育目標像は、「文化と歴史のかおる文教のまち都城」ということで、これでいきたいと考えているところでございます。

それから、次を開けていただきますと、これは前にも申し上げたのですが、文武両道ということで、スポーツは盛んなのですが、どうしても文化的、学業の面で若干差があるということで、文武両道を目指したというところでございます。

実際、主な柱としては、本市の進めている教育施策として、いわゆる学校運営協議会を立ち上げて、学校ボランティア組織を設置して、いわゆるCS、コミュニティースクールの推進ということをもっと大きく掲げていこうと思っているところでございます。さらには、小中連携による小中一貫教育の推進、それから、3と4はご存じのように、市長が力を入れて予算をつけている事業でございます。読書サポーターによる読書活動の推進ということと、ALTの独自配置による小学校英語活動の推進ということです。文部科学省の指導要領改訂の中では、小学校の低学年から英語活動が入ってまいりますし、5、6年になると英語が授業化されるような形になりますので、英語活動の、その前に前倒しみたいになりますけれども、既に市長が力を入れているということで、これを引き続き推進していく予定です。

それから、授業力向上ということで、去年は基礎基本ということの一つの大きな柱にしていたのですが、やはり、教科をある程度限定して授業力向上に取り組まないと、なかなか難しいかなということで、国語、算数、数学という限定した形にさせていただきたいというところでございます。

それから次でございますけれども、なぜコミュニティースクールが必要かというところでございますけれども、やはり、学校教育等だけでは解決できない問題が非常に沢山あって、貧困率の増加とか、学力格差とか、一人親家庭でありますとか、特別に支援が必要である児童・生徒の増加でありますとか、色々あります。やはり、学校の中では先生方がしっかり教育してもらっても、学校が終わったら今度は地域がしっかり子供たちを支えてもらう必要があります。実際、家庭教育がちゃんとしていないと駄目なのだけでも、家庭が崩壊してしまっている家庭が結構あるわけです。そうすると、その子供達は救えないですから、その子供達は地域できちんと居場所を作って、救ってくださいと、そういういわゆる学校だけではなくて、地域ぐるみの学校教育のあり様というものを考えていくことがコミュニティースクールでありますので、いわゆる学校運営協議会の中での学校ボランティア、地域のボランティアを通じて、子供達をサポートしていく制度の構築が必要だろうと考えています。場合によっては、土曜日に地域の方が先生となった学習会をしていただけるようなそういうものも考えていかなければならないかなと考えているところでございます。

それから、さらに開けていただきますと、池田市政の三つの宝の中の、人間力の育成と掲げていらっしゃるのですが、今年は10周年記念で色々な行事が出てきますので、それに対応するものとして、都城教育の日というものもあります。

それから最後は、いわゆる新任の新採用の先生方に対して、教師である前にまず人間であってくださいという話を言わせていただきました。教育は未完のプロジェクトであります。目標は、理想の社会の実現であり、子供もそこに向かっていくけれども、自分もそれに向かって努力しなければならない。そのためには、地域を知る、社会を知る、児童・生徒を知る、教育を知るといふことが大切ですよということを申し上げます。

した。まず地域をしっかりと知ってくださいと、都城の文化と歴史を知ってもらうことが大切だということで、この時に、いわゆる、都城の歴史と人物という本がありますが、あの本をしっかりと読んでくださいと申しあげました。

それから、都城の市政では何をしようとしているかというのをちゃんと知っておいてください。それから、南九州大学人間発達学部と教育委員会は連携をしているので、実習ボランティアで学校に入ってくるので、その人たちとの交流も必要になりますよと。

社会を知るというのでは、特に、貧困問題がありますので、ピケティの、「21世紀の資本」という、いわゆる資本収益率が経済成長率より高い、 $r > g$ という不等式がありますけれども、これは格差拡大に関連するもので、格差問題をどう解決するか、世界的な動きとして関心を持つことも必要ですし、18歳の参政権が話題になっています。18歳から選挙ができるとなると高校卒業と同時に選挙となります。そのためには、市民教育や公民教育が非常に大変重要な柱になってきますということがあります。こんなことを具体的に言う時間がなかったのですけれども、これを読んで考えておいてくださいと申しあげました。

それから、児童・生徒指導は専門家ですので、子供の発達とかを知ることは大切です。発達の最近接領域とは、いわゆるヴィゴツキーの児童心理学の話なのですが、発達の最近接領域が一人一人違うので、その領域の大きい子も小さい子もいるから、一斉授業の中でもそういうことをしっかりと考えながら授業を組み立てていかないとうまくいきませんよという話をしました。

それから、教育を知るは、21世紀に求められる能力とは何か、PISAが提起するいわゆるキーコンピテンシー、こういうような話は具体的にはできなかったのですけれども、そういうものを知りながら、日々の教育活動に生かすことを考え、理想の実現、よりよい社会の実現に向けて頑張っていきましょうと言いたかったのです。後は質問があれば。

○小西委員長

資料1から3までありましたが。

○島津委員

主に2と3のお話を絡めての話なのですが、この春休み中で、実は、私の会社の近くで家出少年が起こしたボヤの事件がありまして、たまたまそこを管理している方が知り合いだったものですから聞いたら、やはり、ご家庭もそれなりに複雑で、何か二人小学生がいて、そんなことで近所の方にご迷惑をおかけしましたということで、私のところにそういう話がきたのですけれども、そういう話を聞いていくと、結局、子供の貧困というところに、やはりどうしてもつながっていくのかなど。親が収入が多くなくて、そこは社会のセーフティネットという形で、生活保護という形で議論されるのですけれども、では家庭内に子供にしわ寄せがいくケースがまた多いのではないかと、たまたま歯を食いしばって何とか教育しているという方もいらっしゃるかもしれないけれども、やはり、どうしても子供にしわ寄せがいくような気がしてならないのです。そうするとやはり、コミュニティースクールのところで紹介いただいたような形の中で、本当に世間一般でいう貧困のセーフティネットワークにさらに加えて、子供に対するセーフティネットというのは意識してこういうものをワークしていかないといけないのではないかと、ちょっとこの春休み期間中に思わせるような事態がありましたので、一応報告しておきます。

○黒木教育長

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、家庭で子供を見ている暇がない。生活が窮々なので、その子供たちはどこが面倒をみるかとかは、地域で面倒を見るような組織を作り、そういう考え方を醸成しないことには、難しいです。やはり、子供の居場所という、つまり学校が終わって、子供の居場所をどのように作っていくかということが大切かなと思っております。

○島津委員

ですから、本当であればその国とか、大きなタイミングで予算措置していただければいいのでしょうか、なかなかそこまでいかないとすれば、もう本当にボランティアといいますか、そういうムードを当市において作って行って、市民の方々にご協力いただくということなのかなと思うのですけれども。

○黒木教育長

そういうことで、新年度また、学校運営協議会とも協議をしてもらいながら、そういう学校ボランティアを少しやっていただけるようお願いしていきたいと思います。ありがとうございます。

○小西委員長

学校運営協議会の役割というか、目的というか、そういう意味で地域の子供を見ることがうたわわれていますけれども、その見る、どこまで見るかという認識というのが、それぞれの学校の協議会で違っているのではないかという気もするのです。今、島津委員がおっしゃったように、どこまで子供に手を差し伸べられるか。居場所がなくて、遊んでいてちょっと問題がある、発生しそうだから、土曜学習をという色々な段階など、学校運営協議会というのは、どこまでそれに近づいていけるとお考えでしょうか。

○黒木教育長

制度としてあくまで学校運営協議会はあるわけで、そこに、目的がコミュニティースクール、学校を地域で支え、地域が学校と共に生きるということですので、そういう学校運営協議会はシステムですので、その中にそういう考え方を盛り込んでいくことが必要かなと、まだまだ発達段階ですので、とてもではないけれどもそこまでいかないけれども、だからそれを都城全体で一つでヨーイドンではなかなかやれない。だから、小さいところでもかくやれるところからやりながら、作っていきましょうということもお願いをして、やはりこれはかなり時間がかかると思います、正直いって。だけど子供達は待ってられないし、やはりそれを何とか実施していかないと、厳しいかなと。

○小西委員長

地域によっても、かなり違いがあると。でも学校運営協議会ができれば本当に必要なところに手が届くという制度に、皆さんの意識がなっただけであればいいなと、それしかないような気がします。

○黒木教育長

去年2回ほど研修をやらせていただいて、色々な先進的にコミュニティースクールが進んでいるところから来ていただいた方にご説明をしていただきました。結構一生懸命やっていたら、うまく行って、千葉県と福岡県から来てもらった研修会を拝聴いたしましたけれども、学校と地域がうまくタイアップしながらやった例でありますので、そういう例を参考にしながら、地域の子供は地域がちゃんと面倒を見ますよという

ところまでいきたいものです。なかなか予算のない中で、今、島津委員がおっしゃったように、国が予算つけないから厳しいのですけれども、でも放っておけないということがあります。特に、貧富の格差がかなり進行してきていますので、そこを皆さんに意識してもらわなければならないかなと考えております。

○小西委員長

学校運営協議会がそこまでのものではないという考えもあると思うのですが、進行している貧困化の中で、ほかにないとすれば、やはり少しでも、一つでもコミュニティースクールの意識を持っていただくことが大切かなと。

○黒木教育長

それしかやりようがないかなと思ってはいるのですが、ただ、難しいですが、そういう成功事例を幾つか作っていくしかないとは思っているところなのです。

○小西委員長

質問の仕方がまずかったなあと思いますけれど。

○黒木教育長

大切な視点だと考えます。私もそこが一番重要なところだと思っております。

○小西委員長

それからもう一つなのですが、不登校の生徒さんの改善が見られないという、この不登校のままいかれた生徒さんたちの実態というか、そういうものは。

○黒木教育長

議会では報告をさせていただいたのですが、中三のなかで、適応教室に来ている子供達、不登校を続けた子供達のほとんどは、一応、高校に進学している状況はございます。不登校でもそこで終わりではなくて、高等学校まで行っているというのが現実としてございます。不登校そのものが必ずしも非常にまずいというわけではないのですが、色々な事情があって不登校になった子供たちは、適応教室でありますとか、色々なところで面倒をみながらやってはいるのですが、ただ、一度不登校になってしまいますと、なかなか学校に行きづらいとか、行きにくいとか、なかなか行くのが難しいところがあるみたいなので、それはそれでどこかでサポートしないとイケない。そこからはずれて、非常におかしくなっている数はそんなに、非常にたくさんあるというわけではないです。

○小西委員長

ありがとうございました。ほかに。

○赤松委員

これも生徒指導状況報告をそれぞれ5点上げられているのですが、例えば、ここ5年間ぐらいの数値的なものの変化とか、そういうのは学校教育課で把握されておられるでしょうから、単年度だけの結果だけではなく、ここ数年のデータを説明いただければいいのですが。

○黒木教育長

この次また資料を出させていただきます。

○赤松委員

そういうものがあると。1年間の学校現場の努力とか色々な人の努力によって減ってきているのだということがわかりますので、そういう資料があるといいのではないかと思います。

○黒木教育長

ありがとうございます。

不登校は余り減っていないのが現状です。

○赤松委員

多分、減っていないだろうと思います。

○小西委員長

ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、教育長の報告をおわります。また後でお気づきになり、質問したい時は、直接聞いてください。

1 1 議事

○小西委員長

それでは議事に入ります。

本日は、報告が18件と議案が6件、合計24件です。

それでは、報告第4号を教育部長よりご説明いたしたいと思います

○教育部長

それでは、報告第4号 臨時代理した事務の報告について、定期人事異動についてご説明いたします。

開いていただきますと、今年度、平成27年度の定期異動人事異動名簿が載っていると思います。左側のほうが転入、右側のほうが転出という内訳になっております。二枚目のほうに、今度は図書館、美術館、小・中学校まで入っております。

内訳については、これは名簿で大変字が小さいのですが、先ほどの対面式でもありましたように、各課長、それぞれ変わった部分は先ほどご覧いただいたと思います。開いていただいて、もう一ページ開いていただきますと、数字的なものがございます。山之口、高城、山田、高崎の教育課は今回なくなりまして、地域振興課に入っていましたので、教育委員会の職員数としては、ここに書いてございませんが、平成26年度は130名でした定員定数が、それが減りまして職員定数107名になっております。転入のほうをご覧いただきたいと思いますが、昇任者が二人おります。教育総務課のほうで、これは副主幹のほうになったのが1名、文化財課の副課長が、課長職ということで山田のセンター所長になっております。少ない昇任でしたが、異動昇任ということで、学校給食課で1名、異動昇任になっております。文化財課のほうは主幹から副課長になったのが1名、学校給食課のほうで文化財課副課長が学校給食センター長ということで、合わせて異動昇任として3名の方が昇任をしていただいております。あとは異動が32名、新規採用が2名となります。生涯学習課に1名、学校給食課に1名、これは現業職でありまして、山田給食センターに今調理人が市の職員が一人しかいないということで、二人だったのですが、一人がメンタルダウンで異動になりまして、新しく新規採用で若い職員が頑張ってもらってお二人が新規ということで、転入が37名、転出のほうで異動昇任が6名、それから異動が57名の転出になっております。うち退職が11名はいらっしゃいましたので、差し引き20名の減という形で、107名に職員定数はなっております。

以上で、異動関係についてはこれで終わりたいと思っております。

○小西委員長

それでは、報告第2号と報告第3号を続けてお願いいたします。

○教育部長

これは議会のほうで、先般の3月議会で承認された内容となっております。

まず、報告第2号を開いていただきまして、平成26年度の3月補正予算、追加の補正ということになります。これは歳入のほうが140万円の追加補正という形となっております。それから、開いていただいて、都城島津邸本宅写真展を地方創生先行型の事業ということで558万3千円、これが3月補正の追加という形になります。これは事業としては、平成27年度に実施をしていくというものでございますが、開いていただいて3ページとか書いてあります。ここに歳入の内訳がございます。これは沖水中学校の運動場改修が平成27年度事業としてやってまいります。これまで合併特例債で考えていたものが、国のほうの有利な市債といえますか、学校教育施設等設備事業債というものが今度つきましたので、これが1850万円ついたものですから差し引き140万円の歳入増ということになりますが、財源の組み替えという形になってまいります。

開いていただきますと、資料の5ページです。4ページは今申し上げたものの財源の組み替えということですが、5ページのほうは、もう既にご説明をしたと思いますが、都城島津邸の本宅の写真展の開催事業ということで、地方創生先行型ということで、国のほうの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金というものに乗っかりまして、国のほうから530万4千円の財源が出まして、残りは一般財源という形で、内容のほうは、ご存じのように永瀬正敏さん、俳優で写真家であるということで、都城大使でもある永瀬さんの写真展を今年秋から冬にかけて開催をしていくということになります。その事業を追加という形でさせていただきます。

報告第3号ですけれども、開いていただきまして、これは平成27年度の当初予算一般会計に計上してございましたけれども、先ほどの追加補正という形で上げましたので、改めて平成27年度の一般会計予算を事業を落としたということで、そういう形で減額補正をしたものでございます。合わせてご覧いただけるとわかると思います。以上です。

○小西委員長

ありがとうございました。

内容についてのお尋ねはどうですか。よろしいでしょうか。

それでは、お尋ねはないようですので、報告第4号を含めてよろしいですか。では報告第4号、報告第2号、報告第3号を承認させていただきます。ありがとうございました。

○小西委員長

それでは、報告第16号をご説明ください。よろしく願いいたします。

○高城地域振興課

それでは、高城地域振興課の山下と申します。こちらが副課長の新地でございます。よろしく願いいたします。

報告第16号の臨時代理した事務の報告及び承認について説明いたします。

今回、都城市教育委員の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき、平成27年4月1日に臨時代理いたしました案件の報告をいたします。

都城市の公立幼稚園であります高城幼稚園、有水幼稚園、石山幼稚園につきましては、各園とも隣接しております高城小学校、有水小学校、石山小学校のそれぞれの校長、教頭に園長及び副園長を委嘱し、発令しております。

次ページの臨時代理書をご覧ください。高城幼稚園につきましては高城小学校校長の

曾原良平氏を園長、教頭の坂本一臣氏を副園長に、有水幼稚園につきましては、有水小学校校長の川崎伸幸氏を園長、教頭の横田浩氏を副園長に、石山幼稚園につきましては石山小学校校長の壺岐秀典氏を園長、教頭の今村千登志氏を副園長にそれぞれ平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間、発令しましたことを報告いたします。以上、ご承認のほどをよろしくお願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございます。

それでは、このことについてお尋ねはありますか。

○島津委員

ちょっと参考までに教えていただければと思うのですが、いわゆる旧高城町というか、この3園については、随分前から小学校の校長先生が園長を兼務するというのはかなり前からこの体制なのでしょう。

○高城地域振興課

町に最初にできた時からそのような形をとっております。建物自体が隣接しておりまして、同じ敷地内ということで何かそういう形をとっていると聞いております。

○島津委員

ありがとうございます。

○小西委員長

ほかに、よろしいでしょうか。それでは、説明をいただきましてありがとうございました。

報告第16号を承認させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第15号、議案第3号、議案第4号、議案第5号を文化財課長よりお願いいたします。

○文化財課長

それでは、文化財課からご説明申し上げます。

初めに、報告第15号からでございます。

報告第15号 文化財の指定及び解除の最終答申について、平成21年2月9日付で都城市文化財保護審議会に対して再諮問をした文化財の指定及び解除について、別紙のとおり最終答申案が提出されましたので報告するものでございます。

これにつきましては、最終答申書のほうに経緯等が書いてございます。

平成20年に解除いたしました40件につきまして、地元からの要望等が出されまして、これに対しまして、平成21年度に再審をいたしました。そして、平成21年度に指定基準の検討をいたしまして、指定基準を定めました。そして、平成22年度から平成25年度まで再指定につきまして、物件の審査を行いました。その結果が資料の1でございます。

再指定として答申したものが16件、追加指定はここでは新たにしたものもございませんので、40件のうちに入っておりません。名称変更につきましても40件のうちには入っておりません。4番、種別変更もそうでございます。それから5番の一部解除も入っておりません。再指定の40件のうち、6番の再指定の現段階では困難なもの、類似物件が多数あり、指定方向の再検討が必要なもの10件、それから、2の資料、絵図などがなく区域を特定できないもの6件、それから資料3の資料などから場所が相違し

ているもの1件、7番が再指定ができなかったもの、これは、枯れたり、遺跡が崩壊しておりましてもう形をなしていないものが4件でございます。それから所有者から同意がとれなかった、そして、指定の取り下げがあったものが3件、これで合計40件でございます。このほか資料の2といたしまして、平成26年度までの間に新たに指定したものが5件ございます。

以上、再指定を含めまして、答申でございます。文化財保護審議会から答申をされたものでございます。

以上が報告第15号でございます。

○小西委員長

議案も続けてお願いします。

○文化財課長

議案第3号でございます。都城市都城歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり制定するものでございます。

これは、別紙のとおりでございますが、「入館しようとする者は」を「入館料」、「前納しなければならない」を省きまして「納めるものとする」ということになります。別紙に理由書が書いてございます。業者とのクーポン契約を可能にするためということでございますけれども、島津邸のほうでクーポン契約を可能にするために条例がそのようになっております。ところが、文化財課のほうで、条例が前納ということになっておりましたので、島津邸のほうではクーポンが後納となっておりますので、これを合わせるために、文化財課の前納という文言を削除したものでございます。これによりまして、そこに書いてございますように、PR、それからツアーの受け入れ等が可能になるのではないかと考えております。

そして、4月から8月までということで、佐賀県の昭和バスからツアーの申し込みがきておりました。これが一つの契機となって、今回の条例改正に至ったものでございます。

続きまして、議案第4号 都城市都城歴史資料館運営規則の一部を改正する規則の制定について、これも一部を改正するものでございます。

これも条例と同じように、クーポンの受け入れを可能にするための条例改正でございます。第6条 入館券の交付につきましては、管理運営規則にはございませんでしたので、島津邸の管理運営規則の文言をそのまま引用いたしまして、こちらに当てはめ、制定したものでございます。理由といたしましては、条例と同じものでございます。

それから、議案第5号 文化財の指定につきまして、都城市文化財保護条例第5条の規定に基づき、都城市指定文化財として別紙のとおり指定するものでございます。

指定しようとする文化財が有形民俗文化財、これは信仰に用いられるものでございまして、島津稻荷神社の奉納面12面でございます。添付調書をつけております。

建久8年、1197年に島津家初代の忠久の創建と伝わります島津稻荷神社に伝わります奉納面、当初は15面ということでございましたが、現在残っておりますのは12面ということでございます。一番古いものが墨書がありますが、永和5年、1379年ということでございまして、写真もつけております。大きなものから小さなものまで、大変貴重なものでございます。これも虫が大分食っておりまして、虫食いを防除するために、燻蒸、消毒、殺菌、殺虫処理を行いました。現在は、島津邸のほうに寄託されております。湿度、温度等の管理をきちんといたしまして、これ以上の破損がないように

ということで、今、島津邸のほうで寄託を受けまして、保管をしております。大変貴重なものとして、都城市文化財の指定に関する基準第5条（1）オに該当するというので、指定をするものでございます。

以上、議案を3つご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございました。ご質問はよろしいでしょうか。

まず、報告第15号の5ページ、6ページです、これは再指定できなかったもので取り下げがあったものというのが3点ありますが、この理由というはどのような理由で取り下げになったのでしょうか。

○文化財課長

これは①は間ヶ塚と言います。高城高校のすぐ南側のほうにある小高い丘があるのですが、ちょっと形も、所有者の方が大分削ったりしてしまっていて、家を建てていらっしゃる。指定しますと現状変更とか、色々な制約がかかりますので、もうしなくていいと、それは必要ないということで、お断わりがありました。

それから、諏訪神社につきましては、建物の指定をということだったのですが、建物自体が調べてみましたら新しいものであったということで、手を入れることができなくなりますので、建物指定をした場合、古いものでなければ指定はもういいということで、氏子の皆さん方から申し出いただいております。

高城神社のほうも、社殿をほうを当初指定してありましたので解除したのですが、再指定にあたりましては、高城神社の持っております神宝類を指定させていただきたいということで申し上げたのですが、中の神宝につきましては、門外不出なので指定させるわけにはいかないということでお断わりになりまして、これもできなかったということでございます。いわゆるご神体は外に出せないの、つまり、計測ができなかったりしたわけです、大きさを、我々は見ることでもできませんので、どういったものかわらなければ指定ができないということでございます。

○小西委員長

わかりました。ありがとうございました。ほかにないでしょうか。

○黒木教育長

これは以前に指定してあったのになぜ指定を解除したというのでしょうか。

○文化財課長

申し訳ないのですが、その時の資料が一切ありませんでしたので、我々も手が出せずに、その当時は解除せざるを得ないだろうということで解除の方向に走ったところでした。ですからその時わかっていれば、少なくともまだ方法があったのかなという気がしております。

○黒木教育長

前の町の時、指定していたわけですね。

○文化財課長

そうですね。引き継ぎの時、指定の時の調書をなくしたのか、あったのかないのか全然わかりません。引き継ぎといいますか、いただけなかったものですか。

○小西委員長

最後の議案第5号のこちらの写真ですが、これは歴史資料館にあったものなのですか。

○文化財課長

いえ、島津稲荷神社のほうに保管しておりまして、一昨年、稲荷神社のほうから市に預かってほしいということで、島津邸に寄託、預かっております。

○小西委員長

歴史は細かいことはわからないのですが、歴史資料館で沢山これを見てきたような気がするのですが、それとは全然別ですか。

○文化財課長

別です。資料館に展示してありますのは黒尾神社の奉納面です。梅北にあります黒尾神社です。

○小西委員長

わかりました。

○島津委員

質問の角度が違いますが、今、高城については神宝が門外不出であると、仮にそういうふうな文化財指定された場合は島津邸なり、歴史資料館なりに移して保管するということでは必ずしもそういうことではない。その神社に埋めたまま指定するということもあり得るということなのではないでしょうか。奉納面であると島津邸で保管ということでしたが。

○文化財課長

基本的には所有者の方が善良なる管理をすることが原則となっておりますので、指定は指定で、その神社の中できちんと保管をしていただくということになります。

ただ、セキュリティーが甘いとか、そういったことで市に預かってほしいという申し出があった時には、お預かりすると、寄託を受けて管理を市のほうで行いまして、それを展示するというところまで一応承諾をいただいて、預かるということになります。ですからその際は、資料館で展示をすることもできますし。

○島津委員

近年そういうものの盗難というのか、神社の仏閣に勝手に侵入して取っていくという話があったりするものですから、そういうセキュリティー関係がやはり、指定したものについてはもちろんですが、そうでないものについても何とかなっただろうが本当はいいだろうなと思いつつ伺いました。

○文化財課長

おっしゃるとおりだと思います。

○小西委員長

ほかはないでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告第15号を承認させていただきまして、議案第3号、議案第4号、議案第5号を決定させていただきます。

○文化財課長

ありがとうございました。

○小西委員長

それでは、報告第11号をスポーツ振興課長よりご説明お願いいたします。

○スポーツ振興課長

それでは説明させていただきます。

ただいま議題となりました報告第11号 臨時代理いたしました事務の報告及び承認については、都城市スポーツ推進員に関する規則第4条の規定に基づきまして、平成2

6年4月1日から2ヶ年の任期で委嘱をしておりましたスポーツ推進員のうち、体育に関する学識経験者枠の委員のご退任に伴いまして、後任の経験者枠のスポーツ推進員として上園将己氏を委嘱するにあたり、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づきまして、臨時代理をいたしましたので、同条の規定に基づき、ここにご報告を申し上げ、委員会のご承認をお願いするものでございます。

なお、上園氏は、スポーツプログラマー、トレーニング指導士等の資格を有しておられ、現在、子供向け運動スクールを運営しておられるなど、スポーツ推進員としての適任であると考えております。なお上園氏の任期につきましては、都城市スポーツ委員に関する規則第4条の規定に基づきまして、前任者の残任期間といたします。平成24年4月1日から平成28年3月31日までの1年間とするところでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○小西委員長

ありがとうございました。お尋ねはありませんでしょうか。

○中原委員

今、ご説明いただきましたスポーツプログラマーというのは、具体的にどういう作業をするのか、少し教えていただければと思います。

○スポーツ振興課長

今、子供向けのスクール等を運営しておりますが、そのほかにも色々なスポーツ行事、私どものスポーツ推進員のほうに指導等もして頂く予定にしております。そういったカリキュラム、プログラムを設立、検討して作っていただける資格を持っていらっしゃるということでございます。

○中原委員

ありがとうございました。

○黒木教育長

これは、国家試験、どこが出している資格なのでしょうか。

○スポーツ振興課長

申し訳ありません。そこまではまだ私のほうで把握しておりませんでした。確認をさせていただきますと思います。

○黒木教育長

今は何をなさっているのですか。

○スポーツ振興課長

今、甲斐元のほうで子供向けの運動スクールを運営されていらっしゃいます。小学生までを対象とした運動スクールです。

○教育部長

よそから転入された方でしたか。そこはわからないですね。

○スポーツ振興課長

そこはわからないです。よそで確かされて、こちらに。35歳です。転入をされてこられて、以前にも同じように、スポーツ関係のスクール等を外でやられていた経験もあるとお聞きしております。

○黒木教育長

スポーツプログラマーとはどういう資格ですか。

○スポーツ振興課長

国家資格かどうかということは、今、確認しておりません。申し訳ございません。

私どもの期待するところは、スポーツ推進員に専門的な知識の中で各地区等でやられる行事等の指導者的な位置づけとして、学識経験者枠ということでのご指導もいただくということをごさいますて、現在、定数としては47名の委員の枠をごさいますて、そのうち各地域のほうで44名を充足いたしております。そういう方々の指導者的な位置づけにもなるということで考えております。

○黒木教育長

前任者は女の方では。

○スポーツ振興課長

前任者は富之口さんという方で、ご都合で東京のほうに転出をされるということで、辞職の願いが出たと聞いております。

○小西委員長

すみません、私不勉強なのですが、もう一度教えていただきたいことがあります。

スポーツ推進員の47名です、お一人がこの方、新しくなられる方で、体育指導員の64名という方との関連はどういうものがあつたですか。

○スポーツ振興課長

スポーツ推進員の旧名称が体育指導員という形をごさいますて、体育指導員からスポーツ推進員に変わっています。現在の呼び方としては、合併の当時が、人数が沢山いらつしゃって、この規則を作つた時にも定数としては47名で発足はしたのですが、当時60数名いらつしゃつたということで、ただし書の中で、平成18年当時については60数名を定数とするというスタートをしておりまして、その後の更新の時期、2年に1回に任期が切れますので、その時期にあわせて、現在の各地区3名ずつという定数にしているという状況で、今、沖水地区だけが3名に充足していない、1名足りないという状況になっております。

○小西委員長

次のページの規則のところの最後に、平成18年3月31日までのというのがこうだつたと書いてあるわけですね。

○スポーツ振興課長

その時点では定数を超過しておりますので、その説明書きとしてただし書があるということです。

○小西委員長

名前はもう今、体育指導員ではなくてスポーツ推進員になっていて。すみません、わかりましたありがとうございます。

それでは、ただいまの報告第11号は承認させていただきます。どうもありがとうございました。

○小西委員長

それでは、生涯教育課長から説明をお願いいたします。報告第12号、報告第13号、報告第14号及び報告第18号をお願いいたします。

○生涯教育課長

それでは早速、報告第12号からご説明いたします。

まず報告第12号、臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市特別職に属する非常勤職員員の任命についてご説明いたします。

これは、都城市特別職に属する非常勤職員の任命につきまして、別紙のとおり臨時代理いたしましたので、ご報告するものであります。また、重ねて本市、社会教育指導員8名及び総合福祉会館青少年育成指導員1名を任命いたしましたので、その承認を求めらるるものでございます。

内訳としましては、社会教育指導員は、生涯学習課指導員4名のうち1名は継続、3名は新任、山之口地域振興課指導員は新任、それ以外の3地域振興課指導員3名は継続となっております。また、総合福祉会館青少年育成指導員は継続となっております。各指導員の詳細につきましては、別紙資料のとおりでございます。また、任期につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっております。

続きまして、報告第13号、臨時代理した事務の報告及び承認について、放課後子ども教室コーディネーター、教育活動推進員及び教育活動サポーターの委嘱についてご説明いたします。

これは、放課後子ども教室コーディネーター、教育活動推進員及び教育活動サポーターの委嘱につきまして、別紙のとおり臨時代理いたしましたので、ご報告するものでございます。

放課後子ども教室につきましては、都城市放課後子供教室推進事業実施要綱第9条により、コーディネーターを、また同第10条により、教育活動推進員及び教育活動サポーターを配置するようになっております。本年度も別紙のとおり、コーディネーター3名、教育活動推進員5名、教育活動サポーター16名の合計24名の方に委嘱いたしましたので、その承認を求めらるるものでございます。

内訳としましては、コーディネーター、教育活動推進員は再任、教育活動サポーターは再任が14名、新任2名となっております。また、任期につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっております。

続きまして、報告第14号 平成27年度都城市こどもフェスティバル開催要項の制定についてご説明いたします。

青少年の健全育成、次世代を担うリーダーの育成を目的に、子供たちの手作りによるこどもフェスティバルを、今年度は10月18日第3日曜日に開催いたします。参加対象は、市内の小学生で、入場料は無料でございます。会場につきましては、今年度も多くの部屋が確保できることや駐車場も利用できることなどから、効率的に利用することが可能なコミュニティセンター及び中央公民館を予定しております。なお、企画・運営は公募による小学校6年生を対象とした子供実行委員、ジュニアリーダークラブ蒲公英が主体となり、自主企画、自主運営をいたしますが、そのほか子供会関係者などの大人がサポートをいたします。参考資料といたしまして、昨年度のパンフレット及び事業実施報告書を添付いたしております。

続きまして、報告第18号 平成27年度都城市よかよか学習ネットワーク事業費補助金交付要項の制定についてご説明いたします。

これは、本市における生涯学習の推進のため、学習機会を提供するためのよかよか学習ネットワーク事業を実施する団体に対し、補助金を交付するための要項でございます。本事業は、行政が行うべき事業を、民間事業者に委ねて行う公共性の高い事業として、補助金を交付するものであります。予算につきましては、毎年度査定の対象となっております。そのため、単年度補助金としての要項となっております。別紙新旧対照表を添付しておりますが、内容については、変更はございません。

平成27年度も特定非営利法人きらりネットを実施団体として補助を行う予定でございます。参考資料といたしまして、平成25年度事業実施報告書及び平成26年度事業計画書を添付いたしております。

以上、4件説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○小西委員長

ありがとうございます。よろしいですか。お尋ねはありませんか。

○中原委員

こどもフェスティバルについて、1点だけ、これまでも開催してきましたが、大きな事故というのか、そういう事例というものは今まであったかどうか。そしてその対応はこれまでどうされたのか。また、今回もそのような事故、こういうことが起こった際の対応というのはどのようになっているのかをお知らせいただきたいと思ひます。

○生涯教育課長

申し訳ございません、過去のそういった事例については現在、データを持ち合わせておりませんので、調べて、すぐ事務局に報告したいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

○教育総務課長

ここ数年の話ですけれども、事故自体が報告を受けていない。

○教育部長

保険も全部入っているのでしょうか。1日だけの。

○黒木教育長

中原委員が聞きたかったのは、もし、事故が起きた時の対応のシステムみたいなものはセットされているかということではないでしょうか。実際、事故は起きていないかもしれないけれども、どういう対応をしていくのか。子供たちが主体になってやるフェスティバルなので…。

○教育総務課長

各自それを明文化してという形ではないのですけれども、こどもフェスティバルが実行委員会組織としては子供主体に作ってはおりますけれども、それをサポートする大人の実行委員組織も常に同時に動いております。そして、当日におきましては、各高校、大学からのボランティアも多く配置をしております、危機管理的に担当部署を決めて、その担当々ごとに事故が起きないように人的な配置は行っているところだと思ひます。

最終的に、総括という形で、生涯学習課が待機をしている状況にはあります。

○中原委員

安全をしていただいている。

市道をはさむので、交通事故等も十分考へてあることと思ひますけれども。

○教育総務課長

そこあたりも、昨年度もシルバーの方に交通指導員のほうを常駐していただひいて、横断に関する注意も図っていただひいていると思ひます。

○小西委員長

ありがとうございます。ほかに何かお尋ねがありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告第12号、報告第13号、報告第14号、そして、報告第18号を承認させていただきます。どうもありがとうございます。

○生涯教育課長

ありがとうございました。

○小西委員長

それでは、学校教育課長より報告第6号、報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号を説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長

まず、報告第6号ですが、臨時代理した事務の報告及び承認についてということで、都城市スクールアシスタントの委嘱についてでございます。

平成27年度は11校の中学校に、そこにありますように、6名のスクールアシスタントを配置いたしました。4月1日付で委嘱しております。勤務については、1校年間90日以内という条件がありまして、1日4時間、学校によって週1回から2回程度訪問をします。学校における教育相談や不登校対応など、子供の心に寄り添う支援をしていただいているという状況であります。学校によっては、89日あるいは44日と、90日以内ということですので、そういう日数になっているわけですが、1日は内部の研修会に充てているという状況でございます。以上です。

○小西委員長

続けて、説明をお願いします。

○学校教育課長

報告第7号につきましてですが、臨時代理した事務の報告及び承認についてです。都城市教育相談員の委嘱についてです。

平成27年度都城市教育相談員として、4月1日付で相談員を6名委嘱したところです。3年目の石塚相談員が元中学校の校長、それから、2年目の島相談員が元警察官、そして、今年度から新たに佐藤相談員、妻ヶ丘中学校の校長でした。そして、谷口相談員、高城小学校の校長、そして村橋相談員小松原中学校の校長でした。最後に千代森相談員、女性の方ですが、この方は社会福祉主事の資格を持っていらっしゃるしまして、3月までは五十市校区にあります有隣園の職員として働いていた方で、いわゆる福祉に多少専門的な立場の相談員をぜひ入れたいと、女子生徒の相談もありますのでということで、本年度新たに雇用をしているところです。小・中学校のいじめとか不登校、問題行動の対応、あるいは小・中学校の校長が学校経営に関する悩みとか相談に対してもアドバイスができるようにということを通じて、児童・生徒の健全な育成を図るために、教育相談員の委嘱を行ったところです。以上です。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第8号です。臨時代理した事務の報告及び承認についてということで、平成27年の学校事務の効率化に関する共同実施主任の発令についてでございます。

これにつきましては、地区ごとのいわゆる学校事務の効率化を図るために協力体制を作りまして、共同実施を行っているわけですが、この中心的な役割を担う9名の事務主幹、事務主査に共同実施主任の発令をしたところです。ご覧のとおり、10地区の事務主幹、事務主査に共同実施主任の発令をしております。

報告第9号です。臨時代理した事務の報告及び承認についてということで、平成27年度事務主任の発令ということで、そこにごございます43校の小・中学校の事務職員、主任主事以上の事務主幹、事務主査、主任主事等に平成27年度の事務主任の発令をしております。よろしくお願いいたします。

最後になります。報告第10号です。都城市都北地区小中学校音楽大会バス借上料補助金交付要綱の制定についてということでございます。

これにつきましては、これまでも小・中学校の音楽大会のバスの借上げ等を含め、学校教育課の直轄の事業として行っていたところですが、これを主催者であります都城市三股町合同教育研究会音楽部会にて事業を執行させると。その経費については、市の補助金において助成するというので、この要綱の制定をしたところです。音楽部会とは、共有をしながら、本年度からこういう形でいきたいと話を進めているところでございます。以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまのことについてご質問は、これは差し替えて、高崎が抜けていたから入っているということですね。

報告第8号のほうは、8番の高城まででしたみたいで、差し替えをいたします。

ご質問はないでしょうか。

○島津委員

報告の6号のスクールアシスタントの関係で、今、スクールアシスタントに、今度新任の方もそうですけれども、前歴なり、何か特別な資格を持っていらっしゃるのか、そういう。

○学校教育課長

特に、スクールアシスタントにつきましては、資格等は必要ございませんで、いわゆる、PTAの役員の経験があったりとか、何らかの形で、学校にこれまで携った経験がある方等、子供達がいわゆるおばちゃんという感覚で話ができるようなところで、特に資格等を有するという事はございません。

○島津委員

新任の方については、推薦というかそういう形で名前が上がってきたということでもよろしいでしょうか。

○学校教育課長

そうですね。応募、公募しまして、応募がありまして、こちらのほうでも面接をさせていただいて、お願いをいたしたところでした。

○黒木教育長

補足しますと、野村さんという方は、小学校の講師で、2番の池ノ上さんという方は認定心理士、3番目の折津さんは市の特別支援員の経験があり、4番の平野さんは看護学校の講師をやっている方で、5番はこの人も認定心理士の方、6番は市の特別支援員、これまでの経験がある6名でございます。

○小西委員長

お尋ねいたしますが、この方々が1年間時間を割いていただいて、その報告とか、そういったものはまとめてあるわけですか。学校の実態とかの。

○学校教育課長

毎年年度末に、相談活動の件数等を上げていただいておりますが、まだ、平成26年度については集計ができておりませんが、平成25年度分を見ますと、それぞれ学校によっても若干差はありますが、生徒の相談が100件もしくは200件に上ったりとか、教職員の多いところでは50件、60件の相談をアシスタントの方としたり、もちろん子供のことに関しての相談だと思うのですが、保護者につきましても、例えば、姫城中学校の例でいきますと68件の相談があったと。家庭訪問も70回ほどしているという状況の報告は上がっております。

○小西委員長

わかりました。

この教育相談員の委嘱者の先生方は、八幡町の場所におられるわけですね。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第6号、報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号を承認させていただきます。ありがとうございました。

○小西委員長

それでは続きまして、報告第1号、報告第5号、議案第1号、議案第2号、議案第6号を教育総務課長よりお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、教育総務課の報告及び議案の説明を行います。

まず、報告第1号 専決処分した事務についてです。

これは平成26年度都城市教育員会名義後援についてです。

平成27年2月16日から平成27年3月31日までに、20件の名義後援を承認しております。平成26年度の名義後援の総数は180件で、内訳はスポーツ関係で50件、学校教育関係22件、生涯学習関係4件、図書館、美術館、文化財等の関係14件、総合支所関係17件、その他教育総務課で受け付けた件数は74件となっております。

続きまして、報告第5号 都城市教育の日シンボルマーク募集要項についてご説明いたします。

都城市教育の日企画委員会を今年1月から3月にかけて3回開催いたしました。企画委員の皆様は、今、お配りしたところの委員というところに書かれている皆様です。記念式典に関することを中心に協議を行っていただきました。その協議の結果、シンボルマークの募集についてとりまとめましたのでこの要項を今度報告させていただくところです。

シンボルマークの募集要項については、要項案としてお示ししておりますけれども、特に、年齢、プロ・アマは問わないこととして、唯一の条件としては、都城市に住民票を有する市民から募集することとしました。シンボルマークとしましては、都城らしさを個々人が感じるままに表現した作品を応募していただく予定で、募集に関するその他の規定につきましては、作品募集を多く手がけている美術館が案を作成したところです。募集期間といたしましては、児童・生徒の取り組みやすい夏休み明けを提出期限としております。この審査員については、今後選定をする予定にしております。シンボルマーク制定後は、チラシ・パンフレット・ポスター等に活用を考えております。その他、名刺、教育委員会の各種会議の資料等に掲載するなど、広く活用していきたいと考えております。

一方、記念式典に関してですけれども、今、お配りしました企画委員会で三回した概要を表裏でとりまとめておまして、その中で、記念式典についてのとりまとめということですが、期日といたしましては、来年、平成28年2月20日、土曜日に、総合文化ホールの中ホールで開催することとしております。12時開場、13時開演とし、終了を16時頃、大体3時間ぐらいの記念式典を予定しております。講演会を中心に、シンボルマークの表彰、奨励賞の表彰、シンポジウムなどを3時間の中で盛り込んでいく予定にしておりますが、講師の選考については、今のところ、市長に依頼をしております。

して、まだ決定をしていないようです。今後この市長の講師の決定を見まして、講演会の内容ですとか、そのあたりを中心に据えて、その他の企画を具体的にとりまとめていきたいと考えております。

また、開場を12時、開演を1時としておりますので、その間を利用して、何らかのアトラクションを15分から20分のアトラクションを盛り込みたいと計画をしております。平成27年度、今年度当初は、教育委員会の事務局で、そして、教育機関で実行委員会を組織して、まず、事務レベルで内容を詰めていきたいと考えております。

当日の運営に関しては、企画委員会でも意見が出たところなのですが、高校生、大学生の活用協働に関する提案がありましたので、今後、実行委員会の体制についても検討していくことをとえております。以上が、シンボルマーク募集要項及び都城市教育の日の記念式典についても合わせて報告させていただきました。

続きまして、議案第1号 都城市教育委員会事務補助執行規定の一部を改正する訓令の制定についてをご説明いたします。

現在の事務補助執行の規定に挙がっているものは、情報公開に関する事務の一部、情報公開の申請の受付、不服申し立ての受付など、受付に関する業務を市長部局の総務課に補助執行する内容のみが規定されております。今回のこの改正は、先ほど地域振興課も対面式の時に来ておりましたけれども、総合支所再編に伴い、教育課がなくなるために、総合支所教育課で行ってきた業務を本庁で引き上げて行うか、もしくは総合支所の地域振興課で行うかなど、これは、昨年、さらに前の一昨年から協議を重ねておりました。市長部局に教育委員会がすべき業務を補助執行という形で行うための改正です。

まず、第3条の第1項は、それぞれの業務についてを取り決めております。第3条の第2項は、施設の管理運営を総合支所の地域振興課に補助執行するという規定にしております。第4条に関しては、総合支所の市民生活課に児童の就学、入学、転退学等の申請受付を補助執行させるもので、これは、総合支所再編に伴って、一昨年度から取り組んでおりましたけれども、すぐに取り組める事業は前倒して行うこととしておまして、この事務に関しては、既に平成26年度から市民生活課のほうで行っていただいております。今回の規定の改正にあわせて、同時に盛り込むものでございます。

続きまして、議案第2号 都城市教育委員会公印規則の一部改正する規則の制定についてです。これも総合支所再編に伴い、教育課がなくなるため、それまで教育課で管理していた公印を廃止するものです。

続いて、議案第6号 都城市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてです。

先ほどの対面式で、教育総務課の担当として総括担当というのが一つ設けられましたということをお話したのですが、全庁的に今まであった調整担当、これはもう担当と言っても私が参事で、あと担当の主幹がいるという状況だったので、その調整担当を総括担当とまず名称を変えて、そして、人員を先ほど言いました参事、課長と主幹だけだったものに担当副主幹及び主査を置くことができるというふうに、人員の体制を強化した改正です。この目的としては、部局の調整機能に加えて、情報の一元化を進め、企画立案の充実を図るための見直しによるというものです。担当の名前だけを変えておまして、直接の人員の増加はありません。それに伴っての改正ですので、教育委員会としても同様に、新旧対象表のところを見ていただくとわかるのですが、第3条の第2項の7号、8号に新しい業務がつけ加えてありまして、第9条の第4

項に参事と調整主幹だけから、あともう一つ主査まで含めた形を置くことができると人員が受ける幅を広げております。教育総務課においても、兼務という形ではありますけれども、総括担当の主査が配属されております。以上で説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。お尋ねはいかがでしょうか。

○黒木教育長

最後のところの第6号の、実際は増えていない。

○教育総務課長

どこも増えていません。

○黒木教育長

どこも増えていない。役割が増えただけ。

それと、改正後のアンダーラインが引いてある部分の一元化はわかるのだけれども、企画立案って何をしますか。

○教育部長

企画立案は、部長会議の中でも出たのですが、私も逆に質問をしたところだったのですが、情報の一元化はわかるのですが、市長からトップダウンで色々な指示事項ございまして、部長がいなくても、課長がいなくても、総括担当のメンバーですべて情報の共有化を図ること。部長が離れていても全部彼らはわかっているという話です。教育委員会でも、色々と企画立案ってどういうことだろうかということになるかと思いますが、大きなプロジェクトでは、まだ口に言えないことも沢山あるのですけれども、教育委員会として大きなビジョンをする時に、総括担当が中に入るといえることになると思います。

それともう一つは、人材育成というのが一つはあるのです。総合支所は、実は総括担当参事と主幹しかなくて、総括の主幹と主査と、正副いるのですが、総合支所は三つしか課がないものですから正しかいない。各部局は、3つ課があっても4つ課があっても、正副あって、ただ教育委員会は9つ課があっても、一番所帯が大きいので、本当は沢山もう1人ぐらいは人が欲しいかなというふうに思います。そういう形です。だから、今後、この人という優秀な人材は全部総括担当に人事配置をしていったということで聞いております。総括担当になった人間というのは、今後、市の中心となって企画運営をして、そういった人間を人材育成をきちんとしてくださいということで、総括担当という制度が作られたということです。大いに期待していただければ。

○黒木教育長

例えば、今年の教育ビジョンを作らないといけないのわけですが、学校教育現場が教育ビジョンを作る、どういう感じですかとこの前質問されて、こういう感じで今年はしましようかという話をしましたが、それは企画立案のうちに入るのですかね。そうすると、もし、教育委員会内の企画立案というのが全部入ってしまう形のものになってしまうと、その人はものすごくオールマイティーな、要するに教育のこともわかり、学校のことわかり、生涯学習のことも色々なこともわかるみたいでないと、とても企画立案なんかできないのではないかという気がするのですね。前のほうの情報の一元化はまあ、何とか情報を集めないさいと今、部長がおっしゃったように、例えば、生涯学習課、社会教育課、色々などころの情報を集めてきなさいと行って、聞けばわかるよという役になるのかもしれないけれども、企画立案まで入ってしまったらできるのかなと。企画

立案の内容にもよりますね。予算に関わるような問題もありますよね。私は一番欲しいのは予算をとってくれる部署なのですね。今度こういうことをやるからこういう予算をどこか引っ張ってくればいいのか、こういう企画をやりたいのだけど、これをどこかで予算をとってくればいいのかというのかわるような人に、今、こういうことをやりたいと思っているのだけどと言えば、それは文部科学省のどういうところの予算を引っ張ってくればいいのか、県や市のどここの予算と関係しているよとか、そういうので企画立案ができて、実際予算をつけて企画立案ができるということになれば、いいなあと思っています。そういうものが私としては非常に欲しいわけですけど、そういうことをイメージしているわけではないわけですね。

○教育部長

要するに、学校の教育ビジョンとか何かそういうことに特化した内容なので、教育委員会全体の中で、財政という非常に大きなパイプを持っているのは業務の調整担当、総括担当という形になりますから、今、先生がおっしゃるように、各部で財源を考えなさいとかだったら、やはり、総括担当がそこは果たす役割は徐々に大きくなっていくのかなという気はしています。今すぐ全部できるかと言えばなかなか厳しいものであって、色々な情報は財政課が持っているわけで、そういったものは、そういったところと連携をとりながら、総括担当会議というものが今後はされていくと思います。総括担当だけで全庁的な色々な情報の共有化を図っていきながら、何かを考えていくということになると思いますので、その中で徐々にブラッシュアップしながら、少しどういうことをしていくのか明確になっていくのかという気がしています。まだ今はこれだけですけれども、非常にアバウトな感じがして。

○黒木教育長

2年か3年で異動して歩く人たちが来て座って、学校教育の中身とか、色々なことが本当にわかるのかなというか、大変なのではないかという思いがしていて、だから、学校教育は大きから、もう一人ぐらい学校上がりの人をつけてもらって、その人たちが協議しながら何かやっていくようなものを作ってくればいいのかけれども、もう一人学校から一人、それと指導主事一人ふやして、そういう担当の人たちを一人ふやしてもらおうとか、そういうことができればいいのかと思うのだけど、やはりこれだけ所帯が大きくなると何かやろうとしてもなかなか大変です。全部のことを総括して。

○教育部長

業務自体は減っていないのですから、やはり人が変わってその人の前任者が業務を持ってしながらなおかつ総括担当も兼ねるという形になってきますから、非常に厳しい。

○黒木教育長

絵に描いた餅で終わらなければいいなど。情報を一元化することは大切だろうと思いますが、それでも、学校教育のことを全部わかるのは大変です。その辺は厳しいなと思っていました。

○小西委員長

ほかにお尋ねはないでしょうか。

○中原委員

予算の件ですけれども、報告第5号のシンボルマークの表彰、最優秀作品賞状及び副賞が5万円というのがあって、優秀作品賞4点1万円、この金額は予算関係と思ったのですけれども、なければならないということになるとは思います。高ければ応募者もふえて、

より良いものを、もしくは条件を優秀作品賞を減らして、その分とれなかったのかどうかを聞きたいと思います。

○教育総務課長

この予算取りの時にはこういう説明をして、都城市民の方からの応募という形で、みんなで作り上げるというのを小学生、中学生も含めてシンボルマークなので難しいかもしれませんが、5万円が高いか安いかはちょっとわからないのですけれども。

○教育部長

これは決定ではないのですよね。例えば、最優秀1本に9万円あげてもいいのですよね。教育委員会が最終決定ですよね。これはこういう意見があったからそれは考えられますよね。今、企画員会の案でこういう企画はいかがですかと決まったわけですね。要項として今、ご承認いただいたので、どうするかということですね。委員会で協議いただいて。

○中原委員

例えば、優秀作品だった方が4名といったとき、その作品がどう扱われるのかといったときに、もう一步でしたよというところを4名選ぶのかということにもなるような気もするのですが、それだったら1本、選ばれましたという方法もありかなと少し思いました。その辺はまた検討していただきたいということと。

今、別紙でいただきました一番下の、一般財団法人都城青年会議所理事…、役職名は理事長なので長をつけてください。

○教育総務課長

わかりました。

○小西委員長

ほかにどうでしょうか。ご要望、質問要項、よろしいでしょうか。

内容が大きいようですけれども、よろしいですか。

それでは、報告第1号、報告第5号を承認させていただきまして、議案第1号、議案第2号、議案第6号を決定させていただきます。

○小西委員長

時間がまいりましたので、図書館長にお願いいたします。

○図書館長

それでは、報告第17号 図書館基本計画についてお知らせいたします。

まず、資料の1ページをご覧ください。図書館の移転方針発表までの流れという資料なのですけれども、現在の図書館は、昭和46年の建築で、老朽化と収蔵能力が限界にきているため、以前より移転計画の検討はなされていきました。また、平成23年1月に、都城大丸が事実上の倒産をしたことを受け、商工会議所を中心に、株式会社ハートシティ都城が設置され、市民アンケートなどをもとに作成された大丸跡地再生計画の中で、センターモールを全面的に図書館が利用する案が出されました。

それから平成25年10月なのですけれども、中心市街地再生計画案として、図書館のほか、子育て支援施設、保健センターなどの公共施設を含むまちなか再生計画が記者発表されました。その計画発表の中心市街地の再生については、国の補助金活用のため、市の商工部が中心に管轄し、関係各課と情報交換を行いながら、事業を進めることになりました。商工部の計画では、平成26年度、昨年度が中心市街地再生の基本計画策定、本年度が基本実施設計、平成28年に施工、平成29年オープンとなっております。

図書館の基本計画は、中心市街地に建設される公共施設の一つということで、中心市街地整備支援事業基本計画の一部として位置づけられています。

続いて、3ページをご覧ください。

ここに、中核施設整備支援事業基本計画策定体制についてという図があるのですが、左側の下のほうに、市民ワークショップとか、市民の数も書いてあって、右側に庁内検討ワーキンググループとか書いてあります。図にありますように、市民ワークショップや庁内ワーキンググループなどにより、市民、商店街主、庁内関係各課の意見を集約して、これを商工部事務局でたたき案を作成し、全体の計画については、上のほうの右側になるのですが、アドバイザー会議で、図書館整備に関しては、左側の図書館協議会を最終の検討機関として、素案を市長に提示することになっております。

戻って2ページをご覧ください。

平成26年度、昨年度に実施した市民ワークショップアドバイザー会議、図書館協議会の開催状況を掲載しております。図書館協議会は、平成26年度は5回開催しております。一番右側のところなのですが、昨年の12月に新図書館の機能及びサービスの検討を行いました。1月には、佐賀市立図書館と武雄図書館を視察しております。一番下のところなのですが、3月18日に、最終のアドバイザー会議、図書館協議会との合同会議を開催しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

ここに、図書館基本計画の抜粋をしております。新図書館に必要な機能、サービスについて掲載しています。左側に機能が載っているのですが、内容別サービスでは、まず図書館の基本となる閲覧、貸出、ワークスペースなどのサービスや視聴覚資料の提供などの基本的なサービスに加え、電子化への対応を記載しております。中ほどの利用者対象別サービスですが、各年代等のサービス及び障がい者、高齢者サービスの充実、また、社会の国際化に対応した多文化サービスの提供を掲載しております。

最後に、交流の場の提供ですが、今回の中心市街地整備の目的の一つに、まちのにぎわいづくりがありますので、市民の方が活動等に利用できる場を提供します。実際の基本計画には、このほかに基本理念、施設の規模、配置図、新しい施設の目標値などが盛り込まれております。

本年度平成27年4月中には市民の方への公表予定ということです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○小西委員長

報告第17号についてご質問がありますでしょうか。

○黒木教育長

4月中に提出ということは、もうすぐ公表ですか。

○図書館長

4月の初めに商工部の話ですと、先ほどの作った素案を市長に提示して、市長に意見を伺った後に、公表という段取りだと伺っております。これはもう全体の計画です。図書館だけではなくて。

○黒木教育長

基本計画の全体構想がということですか。

○図書館長

全体構想ということです。その中にももちろん図書館も入っているのですが、

○黒木教育長

今の進捗状況で平成29年度オープンは間に合うのですか。

○図書館長

一応、国の補助とさっき言ったのですけれども、縛りがありまして、平成29年度中にオープンをしなればいけない状況になると聞いております。ただ、当初は4月ということだったのですけれども、これが4月1日にオープンは、今のところ厳しいのではないかと。

○黒木教育長

もうあと2年しかないから。

○島津委員

平成29年度だから、平成30年3月31日までということであるのです。

○図書館長

少なくとも平成30年の3月までにはオープンしないとすね。

○黒木教育長

予算は平成29年度の予算なのすね。平成29年度までいっぱいつくのですか。一応、終わればいいと。

○図書館長

詳しくないのですけれども、平成28年度が施工になりますので、建設予算は平成28年度についていくと思うのですけれども、それを繰り越すのか、一応、平成29年度まで執行ということになると思います。

○小西委員長

市民ワークショップの案内が広報などに出ていたかと思うのですが、その内容について知らないのですけれども、どのような状況だったのでしょうか。第5回までワークショップが開かれておりますけれども。

○図書館長

私も実際ワークショップに全部参加しているわけではないのですけれども、ワークショップの流れを見ますと、最初が今年の6月にあったのですけれども、まず、このワークショップは中心市街地をどんな形にしようかというワークショップなのですけれども、まず、こんな施設があったらいいなというテーマで、中心市街地にはどんな施設が必要ですかということであったみたいです。2回目が施設のイメージを考えようということで、参加人数が約5、60名ぐらいということが書いてありますけれども、ずっと具体化して行って、2月21日、プランをまとめようということで、南九州大学の広場を使って、大体そこに色々なテーブルを置いたりして、今回できる広場のイメージを検証されたということを伺っております。2月21日、土曜日、午前中にキャンパスをお借りして、そちらに市民の方が集われて、これをセンターモールと同じような形に見立てて、協議があったと思います。

○小西委員長

かなり、市民ワークショップのアイデアというのが取り入れられた結果になっているわけなのですか。

○図書館長

全体像としまして、最後まで、本当は2月でアドバイザー会議も終わる予定だったのですけれども、配置について、10号線から、センターモールはもちろん図書館になり

中心になるのですけれども、その中の広場とか、公共施設の配置とか、住宅とかその辺を大分協議されたみたいなののですけれども、新聞で見ると、結構、斬新な意見も出て、ワークショップの意見を参考にされたと伺っております。

○黒木教育長

ワークショップに参加されている方はどういう方だったのですか。

○図書館長

まちづくりに関心があるというか、中心市街地の商店主の方ももちろんなのですから、あと学生とか、図書館に興味がある方とか、子育てを今されている方とか、色々な方が参加されたということです。

○小西委員長

これは自由に募集されていましたよね。メンバーを決めるのではなくて。それは何回か目につきましたけど。

○図書館長

そうです。

毎回テーマを決めてワークショップをしますので、自由にご参加くださいというような形です。

○黒木教育長

市街地の整備計画であって、図書館のというのは感じていないのですね。

○図書館長

図書館に限ってしているわけではないです。全体の中に図書館についても意見は出ていると思うのですけれども。

○黒木教育長

基本的に出た図書館への意見というのはわからないのですか。

○図書館長

アンケートを平成26年2月に商工部のほうで採っているのですけれども、現在の図書館についてどう思うかというのと、その中では駐車場の問題、今、第二駐車場から道路を渡っていくのですけれども、それと昭和46年の建物で、中が狭いので、ゆっくり本を書棚から取って閲覧する場所がないという意見が出ています。ゆったり読むスペースとか、駐車場については、当然、市民ワークショップの中でも、何とかしてほしいという意見は出ていると思います。

○黒木教育長

今日、後で説明される中にそういうことも入っていますね。

○図書館長

そうです。

○小西委員長

それではこれで、報告第17号は承認させていただいてよろしいでしょうか。そのようにいたします。

## 12 その他

○5月定例教育委員会日程について

日程 平成27年5月13日(水) 13:30から

会場 委員会室

○6月定例教育委員会日程について

日時：平成27年6月3日（水）13：30から

会場：委員会室

以上で、4月の定例教育委員会を終了いたします。